

全労済協会による給付

給付事由			給付金額(円)	添付書類	
死亡保険金	会員本人	交通事故により死亡した場合	400,000	・医師の死亡診断書又は死体検案書 ・戸籍謄本(除籍)※10万円以下は省略可 ・受取人の印鑑証明書※10万円以下は省略可 ・交通事故、不慮の事故等である証明書(写し可)	
		不慮の事故により死亡した場合	200,000		
		疾病により死亡した場合	71歳未満		100,000
			71歳以上		50,000
死亡弔慰金	会員の配偶者が死亡した場合		50,000		
	会員の子が死亡した場合		10,000		
	会員の親が死亡した場合		5,000		
重度障害障害保険・後遺	会員本人	交通事故により後遺障害の状態となった場合	400,000～16,000	・医師の後遺障害診断書(写し可)	
		不慮の事故により後遺障害の状態となった場合	200,000～8,000	・交通事故、不慮の事故等である証明書(写し可)	
		疾病により重度障害の状態となった場合	71歳未満	100,000	※全労済協会所定の後遺障害診断書
			71歳以上	50,000	
傷病休業保険金	会員本人	疾病により右の期間を休業した場合	14日以上	5,000	・医師の証明書、休業証明等休業の確認ができる書類(写し可)
			30日以上	10,000	
			60日以上	15,000	
			90日以上	20,000	
			120日以上	25,000	
住宅災害保険金	火災等による	会員の居住する建物・家財の損害の程度が右の割合となった場合	50%以上	200,000	・関係官署の罹災証明書 ※全労済協会所定の書類
			30%以上50%未満	140,000	
			20%以上30%未満	100,000	
			20%未満	40,000	
	自然災害による	会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合	70%以上	60,000	
			20%以上70%未満	30,000	
			20%未満	6,000	
会員の居住する建物の床上浸水		12,000			
祝金	結婚祝金	会員が結婚した場合	10,000	戸籍謄本又は結婚届受理証明書(写し可)	
	二十歳の祝金	会員が満20歳に達した場合	10,000	免許証又は保険書等(写し可)	

共済会による給付

給付事由			給付金額(円)	添付書類(写し可)
		銀婚(結婚満25年・夫婦健在)	10,000	戸籍謄本 ※3か月以内の物
		珊瑚婚(結婚満35年・夫婦健在)	10,000	
		金婚(結婚満50年・夫婦健在)	10,000	
		還暦(満60歳)	10,000	
		会員の子の出生		10,000
会員の子の小学校入学		5,000	入学通知書又は生徒手帳等	
会員の子の中学校入学		5,000		